

事務連絡
令和元年6月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に関する事項について、「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について」（平成31年4月26日付け事務連絡。以下「Q&A」という。）により示しているところです。

今般、別添のとおりQ&Aを改正することとしましたので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、貴管下営業者等に内容等の周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に周知をお願いいたします。